ストア利用約款

Yahoo!ショッピングストアシステム、Yahoo!オークションストアシステムのご利用には、ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）が定める以下の約款および特約（以下あわせて「ストア利用約款」といいます）が適用されます。ご利用を希望される方は、ストア利用約款の内容に同意いただいたうえで、お申し込みいただく必要があります。お申し込みいただいた場合、当社は、申込者がこれらに当然に同意いただいたものとみなします。
出店者（ストア利用約款第 1 編第 1 章第 1 条第 1 号に定める「出店者」または同第 2 章第 1 条第 1 号に定める「出店者」をいいます）は、Yahoo!ショッピングストアシステム、Yahoo!オークションストアシステムの利用に伴い、当社の提供するサービス（Yahoo!ショッピング、Yahoo!オークションなど）を利用する際には、別途当社のウェブサイトに掲載されている「利用規約」の適用を受けます。なお「利用規約」のうち「Yahoo!オークションガイドライン」については、出店者が、Yahoo!オークション出店用の Yahoo! JAPAN ID を用いて Yahoo!オークションをご利用される場合には適用されず、ここに定めるストア利用約款のみが適用されます。

また当社は、出店者に重大な影響を及ぼす場合を除き、出店者に事前の告知をすることなく、ストア利用約款またはこれに基づき当社が策定する規則等の内容を任意に変更・廃止することができます。

なおストア利用約款全体において共通して使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。そのほか、以下の各編各章として定める個別の約款や特約等において用いる用語は、それぞれの各章で定めるとおりとします。

(1) 「Yahoo!ショッピング」とは、「Yahoo!ショッピング」というサービスマークの下に、当社が日本においてインターネット上で提供するサービスをいいます。
(2) 「Yahoo!オークション」とは、以下の各号に定める事項を特徴とするインターネット上の広告システムであり、「Yahoo!オークション」というサービスマークの下に、当社が日本においてインターネット上で提供するサービスをいいます。
    (ア) Yahoo! JAPAN ID の保有者がインターネットを通じて、商品等の取引への参加を誘引する手段として用いられる、電子広告の一種
    (イ) 取引への参加を誘引するとともに、最も高額な価格を申し入れる可能性のある者を選択するための、または指定した価格による取引の申し入れのためのシステムとして、オークションの形態を模したもの
    (ウ) 取引の申込と承諾を確定的に合致させるシステムを有しておらず、契約の成立は、落札メール受領後に当該取引の当事者間で行われる電子メール等による直接の交渉における意思表示の合致に基づくもの
    (エ) 出品者は、落札があった場合には、契約成立過程にある当事者として契約成立のために信義誠実の原則に従って行動する義務を有するもの

第 1 編　基本約款

第 1 章　Yahoo!ショッピングストアシステム利用約款
第 2 章　Yahoo!オークションストアシステム利用約款

第 2 編　共通特約

第 1 章　アフィリエイトプログラムに関する特約

第２章　ポイント加盟店プログラム
第３章　ブランド品の取扱いに関する特約

第３編　「Yahoo!ショッピングストアシステム利用約款」にかかる特約

第１章　提携先モールにおける商品等の販売にかかる特約

第４編　「Yahoo!オークションストアシステム利用約款」にかかる特約

第１章　Yahoo!オークション出店者・割引セットプラン利用特約
第２章　宿泊予約オークションに関するプログラム
第３章　短期賃貸物件オークションに関するプログラム
第４章　出品者保証付きカテゴリに関する特約

第１編　基本約款

第１章　Yahoo!ショッピングストアシステム利用約款

当社は出店者（第 1 条第 1 号に定義する）による当社の提供する商品等販売管理システム（以下本章において「ショッピングストアシステム」という）の利用に関し、本章において Yahoo!ショッピングストアシステム利用約款（以下「ショッピング利用約款」という）を定める。

第１条（定義）
ショッピング利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)　「出店者」とは、ショッピングストアシステムの内容およびショッピング利用約款に同意し、ショッピングストアシステムを用いて、自ら売主として商品等（第 3 号に定義する。次号につき同じ）の販売を行う者で、当社との間で第 2 条第 3 項に定める契約を締結した者をいう。

(2)　「ストア」とは、出店者が商品等の販売を行うためにショッピングストアシステムを用いて自ら作成する、Yahoo!ショッピング内のウェブページをいう。

(3)　「商品等」とは、出店者がストア上で販売の対象とする物品または提供の対象とする役務をいう。

(4)　「お客様」とは、ストアを経由して商品等の購入申込を行う者または Yahoo!ショッピングのウェブページの閲覧を行う者の総称をいう。なお閲覧、使用する際の端末機器は問わないものとする。

(5)　「売上」とは、お客様がストアを経由して行う商品等の購入申込に対し、出店者がお客様に承諾後、出荷された当該商品等の販売金額をいう。ただし、商品等が出荷された後に、当該商品等の売買または役務提供契約の取消、合意解約、解除または受領拒絶などにより契約の実行ができなくなった場合で、出荷した月の翌月末までに当社所定の処理を行った場合、その金額は売上に含まれない。

(6)　「出店者情報」とは、商品等名、商品等説明、商品等価格、商品等画像ファイル（動画を含む）、代金支払時期、支払方法、商品等の引渡時期、商品等の返還についての特約、販売業者の氏名または名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、販売業者の代表者または通信販売業務責任者の氏名、購入申込の有効期限がある場合はその期限、送料等の商品等価格以外にお客様が負担すべき金額がある場合はその内容と金額、瑕疵（かし）担保責任に関する特約を定める場合にはその内容など、出店者がストア内に掲載するすべての情報（ストア内に掲載される著作物を含む）をいう。

(7)　「注文情報」とは、ストアを経由して商品等の購入申込を行ったお客様の氏名、注文商品等名、注文数量、商品等発送先住所、電子メールアドレス、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等。以下同じ）を含む支払情報など、商品等の注文申込に関するすべての情報をいう。
(8)　「商品等販売情報」とは、出店者情報、注文情報、クリックデータおよびアクセスログをいう。
(9)　「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
(10)　「運用ガイドライン」とは、当社が作成する Yahoo!ショッピングの出店基準、運営基準、ストア作成にあたり出店者が順守しなければならないガイドライン等、出店者に対して当社が提示するストア利用約款以外の Yahoo!ショッピングに関するすべての取引条件をいう。

第 2 条（契約締結の手続）

1. 出店を希望する者（以下本条において「出店希望者」という）は、ショッピング利用約款および運用ガイドラインの内容を十分に検討し、その内容を了解したうえで当社に対し、当社所定の方法により本サービス（第 3 条第 1 項に定義する。本条につき同じ）の利用申込を行う。
2. 当社は前項の申込があった場合、その内容を審査して、申込を承諾することができるものとする。
3. 当社が前項の承諾をした時点で、当社と出店希望者との間で本サービスの利用契約（以下本章において「本契約」といい、第 2 章および他編においては「ショッピング出店契約」という）が成立する。

第 3 条（ショッピングストアシステムの利用許諾、本サービスの内容等）

1. 当社は出店者に対し、ショッピングストアシステムを当社が提供する形式のまま利用することができる非独占的な権利を許諾し、第 2 項に定める機能を有するショッピングストアシステムを利用することができるサービス（以下本章において「本サービス」という）を提供する。
2. ショッピングストアシステムは以下の機能を有するものとする。
   (1)　ストア作成を行うために必要なウェブページ作成機能
   (2)　出店者が作成したストアを Yahoo!ショッピング内に掲載する機能
   (3)　お客様がストアを経由して、商品等の注文ページにおいて商品等を注文できる機能
   (4)　出店者情報、注文情報およびストアを当社サーバー内に保存する機能
   (5)　出店者情報および注文情報を管理できる機能
   (6)　注文情報の全部または一部について自動的に出店者が通知を受ける機能
   (7)　注文情報を出店者が随時引き出して利用できる機能
   (8)　商品等に関するデータベース（JAN コード対象データを含み、これに限られない。以下本章において「データベース」という）を閲覧できる機能
3. 当社はショッピングストアシステムのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービス提供に必要な範囲で、出店者に告知することなく、いつでもショッピングストアシステムの内容を変更することができる。
4. 出店者は本サービスに関連して当社が別途提供するサービス（以下「関連サービス」と総称する）の利用を当社所定の手続によって申し込み、当社所定の条件（料金に関する条件も含む）に従って利用することができる。ただし、当社は当該申込を承諾する義務を負うものではない。

第 4 条（本サービスの利用開始）

当社は、本契約成立後速やかに出店者を識別するためのアカウントならびにショッピングストアシステムの利用に必要な ID およびパスワード（以下 ID とパスワードを合わせて本章において「アクセス権限情報」という）を発行し、出店者はこれらをすべて受領した時から本サービスを利用することができる。

第 5 条（アクセス権限情報）

1. 出店者はアクセス権限情報を用いてショッピングストアシステムを利用するものとし、それ以外の方法で利用してはならない。
2. 出店者はアクセス権限情報を秘密として管理し、第三者（本サービスの利用にあたり必要な出店者の従業員を除く）にその内容を開示し、または利用させてはならない。
3. 出店者は前項の規定に従い、その従業員にアクセス権限情報を開示する、または利用させる場合、当該従業員に対し、出店者が当社に対して負うのと同様の管理義務を課さなければならない。また出店者は、当該従業員がアクセス権限情報を用いて行った行為に関する一切の責任を負うものとする。第 25 条の規定に従い、同条に定める外注先を利用する場合も同様とする。
4. アクセス権限情報を用いてなされた行為は、すべて当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者によりなされたものとみなす。アクセス権限情報が当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者以外の者により利用されたことによって、当社または第三者が損害を被った場合、当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者はその損害を賠償するものとする。
5. 出店者は理由のいかんを問わず、自ら受領したアクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当該事実を当社に通知しなければならない。この場合および当社がアクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、当社は当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができる。当社の措置によって出店者が本サービスを利用できない期間があった場合でも、これについて当社は出店者に対し、損害賠償責任、損失補償責任、システム利用料（第 9 条に定める）の返還責任等の金銭の支払責任、その他一切の責任を負担しない。

第 6 条（本サービス利用にあたって出店者が順守すべき事項、表明保証等）

1. 民法に定める成年の年齢に達していない者は、本サービスの利用の新規申込をすることができない。
2. 出店者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守する。
   (1) 本サービスの利用にあたり、本章および運用ガイドライン（ただし運用ガイドラインについては当該出店者に適用されるものに限る）に定められた規定および基準を順守しなければならない。
   (2) 出店者は本サービスを利用するのに必要な機器、ソフトウエアおよび人材を自らの費用で用意し、これを維持しなければならない。
   (3) 出店者は本サービスを利用するに際して、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の法令（条約、条例およびこれらの法令に基づく行政処分を含む）、関係官庁の定める通達およびガイドライン、慣習、業界団体等の定める自主基準および規制ならびにその他商品等に関する諸基準（以下これらすべてを総称して「法令等」という）を順守し、また商品等を広告・販売するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得しなければならない。
   (4) 出店者は善良なる管理者の注意をもってショッピングストアシステムを利用し、その利用のための操作および利用の結果については、すべて出店者が責任を負う。また出店者の不適切な操作の結果、ショッピングストアシステムが停止または毀損（きそん）した場合、出店者は当社に対してその被った損害を賠償する。
   (5) 出店者はショッピングストアシステムを本サービス利用の目的以外に使用してはならない。
   (6) 出店者は一般的なウェブブラウザ等のツールを使ってショッピングストアシステムを利用するものとする。なお出店者がショッピングストアシステムを利用するにあたり、当社が特殊な閲覧形式や利用のためのツールを提供することはない。
   (7) 出店者は法令等に従い、ストアにおいて必要な事項を正確に表示しなければならない。
   (8) 出店者は本契約締結時および本契約期間中において、ショッピング利用約款および運用ガイドラインに定める基準を満たしているかどうかを当社が判断するために必要な正確かつ適正な情報を、ショッピング利用約款もしくは運用ガイドラインの定めまたは当社の求めに応じ、適時

に提供しなければならない。また出店者は、本契約締結時およびその後更新される都度、運用ガイドラインを確認しなければならない。

(9) 出店者は正確かつ適正に出店者情報をストアに表示しなければならない。

(10) 出店者は当社所定の手続に従い、ストアの更新を自ら行わなければならない。

(11) 出店者はストアの掲載が完了したときには、その掲載内容に誤りがないか必ず確認を行わなければならない。

3. 出店者は本契約期間中、当社に対し以下の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1) 本サービスを利用して商品等を広告・販売するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得していること

(2) 法令等に従い、ストアにおいて必要な事項を正確に表示していること

第 7 条（本サービス提供にあたり当社が行う措置等）

1. 当社は本サービスの提供にあたり、当社の裁量により以下の各号に定める事項や措置を行うことができる。

(1) 出店者の商品等、ストアおよびその内容（出店者情報を含む）ならびに出店者による商品等の販売行為または販売方法が法令等もしくは運用ガイドラインに合致しない場合、そのおそれがある場合、または Yahoo!ショッピングにふさわしくないと当社が判断した場合、いつでも当該商品等を削除し、必要に応じて監督官庁や捜査機関などに通知すること

(2) お客様の便宜のためにストアや出店者情報等を紹介・掲載すること（Yahoo!ショッピングへのリンク、当社のいずれかのサービスカテゴリに含めて Yahoo!ショッピングまたはストアへのリンク、ストアの URL アドレスの紹介・掲載を含む）

(3) 出店者に重大な影響を及ぼす場合を除き、出店者に告知することなく、いつでも Yahoo!ショッピングの内容を変更すること（Yahoo!ショッピング内の商品等のカテゴリ構成を変更することを含む）

2. 出店者は、当社が前項各号に定める事項や措置を行うことができることをあらかじめ了解し、当社がかかる事項や措置を行ったことについて何ら異議を述べない。

3. 当社が第 1 項各号に定める事項や措置を行ったことにより出店者に何らかの損害または損失が生じたとしても、当社に故意または過失がない限り、当社は一切その責任を負わないものとする。

第 8 条（初期費用）

出店者は当社に対し、アカウントの発行を受けた月末締めで、本サービスの利用開始にかかる事務手数料として当社所定の出店初期費用およびそれに対する消費税・地方消費税（円未満切り捨て）を支払う。

第 9 条（システム利用料）

1. 出店者は当社に対し、当社が出店者にアクセス権限情報を発行した時点から本契約終了までの間、本サービスの利用の対価として当社所定の料金表記載の月額システム利用料（以下本章において「システム利用料」という）およびそれに対する消費税・地方消費税（円未満切り捨て）を支払う。

2. 課金初月のシステム利用料は日割りにより計算する（円未満四捨五入）。

3. 出店者は本サービスの実際の利用の有無にかかわらず、システム利用料を支払うものとする。

第 10 条（売上およびロイヤルティ）

1. 出店者は当社所定の方法で、毎月 3 日までに前月分の売上を確定する。ただし、当社はその期限を延長することができ、この場合、当社は延長後の期限を電子メール等で出店者に連絡し、出店者は当該指示に従い売上を確定する。

2. 出店者は当社に対し、本サービスの利用の対価として売上に応じて売上に当社所定の料金表記載のロ

イヤルティ料率を乗じた金額（円未満四捨五入）（以下本章において「ロイヤルティ」という）およびそれに対する消費税・地方消費税（円未満切り捨て）を支払う。

3. 出店者は売上およびロイヤルティの計算に関する帳票、帳簿、記録、資料等を正確に作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間保存しなければならない。当社は出店者の報告する売上およびロイヤルティの正確性について確認するため、(i)当該帳票等を提出するよう求めることができ、また(ii)出店者の営業時間内に、出店者の事務所において当該帳票等を監査することができる。
4. 前項に定める確認の結果、支払われたロイヤルティの金額が不足していたことが判明した場合、出店者は速やかに差額（これに対する消費税・地方消費税も含む）を当社に対して支払わなければならない。また出店者は、当社が当該確認に要した費用を負担しなければならない。ただし、当社はその裁量で当社が要した費用を免除することができる。

第 11 条（支払方法、保証金）

1. 出店者は本サービスおよび関連サービス（関連サービスを利用している場合に限る）の利用の対価として当社が出店者に有するすべての金銭債権（以下本章において「当社債権」という）に対する支払を、当社指定の代金収納会社（以下「指定収納会社」という）を通じた方法で行うものとする。このために出店者は、以下の各号に定める事項をあらかじめ了解し、また必要な対応を行わなければならない。
   (1) 当社が指定する日までに指定収納会社との間で、上記支払方法によるために必要となる支払委託契約（契約名称のいかんは問わない）を同社所定の内容で締結すること
   (2) 当社は任意に指定収納会社の変更を出店者に対して求めることができ、この場合、出店者は変更後の指定収納会社との間で改めて前号の契約を締結すること
2. 当社は、出店者が前項に定める支払方法を用いることに必要な範囲で指定収納会社に対し、同社が必要とする出店者情報その他の出店者に関する情報で当社が出店者から示された情報を開示することができるものとし、出店者はあらかじめこれを異議なく承諾する。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、当社が認めた場合、出店者は当社債権に対する支払を当社所定の条件に従い、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により行うことができる（振込手数料は出店者の負担とする）。この方法を選択した場合の支払方法の詳細については別途定めるものとし、出店者は当該定めの内容に従う。
4. 出店者が当社債権に対する支払を遅滞した場合、出店者は当社に対し、遅滞金額に加え支払が済むまで、当該金額に年率 14.6%（年 365 日の日割り計算）を乗じた遅延損害金を支払う。
5. 当社が必要と認める場合、出店者は当社債権を担保するため、当社からの請求があり次第、当社に対し当社所定の保証金、物的担保または人的担保を差し入れる。

第 12 条（出店者が商品等の売主として負う義務）

1. 出店者は自己の商号および商標を用いてお客様に対する申込の誘引活動を行うものとする。出店者は、直接、間接を問わず、お客様が当社または当社の提供しているサービスに対して有する信頼を利用して、Yahoo!ショッピングで販売するもの以外の商品またはサービス等への申込を誘引するような行為を行ってはならない。
2. 出店者は本サービスの利用期間中ストア内においてお客様に対し商品等の売買または役務提供契約（以下本章において単に「売買契約」という）の売主・役務提供者（以下本章において単に「売主」という）が出店者自身である旨の表示を行わなければならない。
3. 出店者はお客様に対し、商品等の売主としての義務を誠実に履行しなければならず、商品等の売買または役務提供に関するお客様からの問い合わせに適切に対応し、当社には何らの負担をかけない。
4. 出店者は第 3 条第 2 項第 6 号の通知を受信した後 24 時間（ただし出店者の休業日を除く）以内に、お客様に対し当該注文を承諾する旨または承諾しない旨、承諾する場合には当該注文内容の確認のために当該商品等購入にかかる一切の金額明細、合計金額、消費税・地方消費税、代金支払方法を電子メ

ールにて伝えなければならない。

5. 出店者は本契約の終了後といえども、出店者とお客様との間で成立した売買契約に基づくお客様に対する債務の履行についての全責任を負う。
6. 出店者は商品等についてその品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないようにし、ストアにおける表示に関し、法令等を順守し、これらに従わなければならない。また出店者は商品等による事故を防止するため、万全の措置をとらなければならない。
7. 出店者は商品等または出店者情報に関連して、お客様または第三者からクレームを受けた場合（訴訟の提起を含む）、自らの責任と費用において誠実にこれに対応して解決を図るものとする。また出店者はクレームの再発防止に努めなければならない。
8. 出店者は前項のクレームを解決するにあたって、お客様または第三者の意向を十分尊重して可及的速やかに対応するとともに、その経過を随時または当社が求める都度、当社に対して報告する。また出店者がクレーム対応の必要上、お客様への通知やプレスリリースなどを行うにあたって、事前に当社にその内容を通知する。
9. 出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者がストア利用約款を順守しているかを当社が判断するために必要な資料を速やかに提出する。
10. 当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、出店者がストア利用約款を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、出店者の営業時間内に出店者の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとする。

第 13 条（出店者の情報管理）

1. 当社および出店者は、注文情報およびお客様の個人情報を、出店者が商品等の売主として収集していること、および当社もまた Yahoo!ショッピングの運営者としてその全部または一部を出店者とは別に収集していることを相互に確認する。
2. 出店者は注文情報およびお客様の個人情報を漏えい等しないように必要なセキュリティー保護を自らの費用と責任で行わなければならない。また、これらの情報の管理にあたっては、プライバシーポリシーを策定し、それをストアに掲示してお客様に周知徹底するとともに、関連する法令等を順守しなければならない。
3. 出店者は収集したお客様の個人情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、またお客様に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはならない。
4. 出店者は万一出店者から注文情報またはお客様の個人情報が第三者に流出した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければならない。
5. 前項の場合、出店者は流出の事実を直ちに当社に報告しなければならない。
6. 出店者は(i)商品等販売情報が当社サーバーに保管されていること、(ii)当社がかかる情報を財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定する ISMS 適合性評価制度が求める水準によって取り扱っていることをストア内に明確に表示し、その旨をお客様に周知徹底する。

第 14 条（当社の情報管理）

当社は当社サーバーに保管されている商品等販売情報を、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定する ISMS 適合性評価制度が求める水準によって取り扱う。また当社はそれらを当社プライバシーポリシー、個人情報の保護に関する法律および関係官庁のガイドラインに従い取り扱う。

第 15 条（当社の免責）

1. 当社が提供するショッピングストアシステムおよびデータベースは、当社がその時点で保有している状態で提供するものであり、当社は出店者の所期の目的・要求・利用態様（閲覧を含む）に適合すること、バグなどの不具合が一切ないことまで保証するものではない。出店者は、ショッピングストアシステムおよびデータベースがその所期の目的・要求・利用態様（閲覧を含む）に沿った機能や適合

性を有しているか否かにつき、自らの責任で確認を行うものとする。

2. 当社は出店者に対し、ショッピングストアシステムおよびデータベースについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではない。ただし、当社は当該不具合を改善するよう努める。
3. 出店者がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、出店者自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピューターシステムの障害、その他の損害または損失について、当社は一切の責任を負わない。
4. 当社は本サービスの利用または本サービスの利用ができなかったことによって出店者に生じた損害または損失について、金銭的補償を含め一切の責任を負わないものとする。
5. 当社は事由のいかんを問わず、本サービスが中断し、変更され、またはその全部もしくは一部が廃止されたことにより出店者に生じた損害または損失につき、一切の責任を負わないものとする。
6. 第 3 項から前項までのほか、当社がショッピング利用約款または運用ガイドラインに基づき行った行為により、出店者に何らかの損害または損失が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 16 条（本サービスの停止･中止）

1. 当社は以下の各号の一に該当する場合、出店者に何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができる。
   (1) ストアおよびその内容（出店者情報を含む）または出店者による商品等の販売行為もしくは販売方法が、法令等もしくは運用ガイドラインに合致しない場合、そのおそれがある場合、または Yahoo!ショッピングにふさわしくないと当社が判断した場合
   (2) お客様対応など出店者の取引の方針が、Yahoo!ショッピングにふさわしくないと当社が判断した場合
   (3) 出店者またはその代表者の法令等違反につき調査の必要が生じた場合
   (4) 出店者またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
   (5) 出店者が当社またはお客様に対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがある場合
   (6) 出店者の行為・対応がお客様の生命、身体、名誉または財産に被害を及ぼした場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   (7) その他、第 20 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合
2. 当社は以下の各号の一に該当する事由が発生した場合、出店者に事前に通知のうえ、本サービスおよび Yahoo!ショッピングの提供を中止または停止することができる。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としない。
   (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合
   (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供または Yahoo!ショッピングの運営が不可能となった場合
   (3) 出店者の操作により当社のシステムの安定的な運用に影響がでるおそれがあると当社が判断した場合
   (4) その他当社の実施しているサービス（ストア利用約款に規定するサービスに限らない）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合
3. 出店者は、前項第 3 号の場合、原因究明のための当社の調査に必要な協力を行うものとする。
4. 本条の定めに従い本サービスの提供が中止または停止された場合においても、出店者は当該中止または停止期間におけるシステム利用料の支払義務を免れるものではない。

第 17 条（損害賠償）

1. 出店者は、出店者または商品等に関連して、当社がお客様または第三者からクレームを受けた場合、ショッピング出店契約期間中はもとより契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとする。当社が損害を被ったときには、出店者はその

損害を賠償する。

2. 出店者がお客様から代金の支払を受けたにもかかわらず第20条第1項各号の事由に該当しお客様に対する売買契約に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社がお客様に対してお客様が被った被害額に対する見舞金を支払う場合（ポイントによる支払を含む）、出店者が当社にその見舞金の額と同額の損害を与えたものとし、出店者はその見舞金の額と同額の賠償金を当社に支払うものとする。
3. ストア利用約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除いて、当社の故意または過失により出店者に損害が発生した場合、当社は出店者に対し当該損害を賠償する。ただし、当社による賠償金額はシステム利用料1か月分の金額を限度とする。

第18条（契約期間およびプランの変更）

1. 本契約は第2条第3項に定める契約成立日から各契約プランにより定める有効期間の末日まで有効とする。契約期間満了の日の1か月前までに、当社または出店者の双方いずれからも期間満了をもって契約を終了する旨の通知（当社所定の方式による）がない場合、本契約は従来の各契約プランのまま自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 出店者は契約更新時に限り契約プランを変更することができる。
3. 前項の場合、出店者は契約期間満了日の属する月の前月末日までに、契約プランを変更のうえで契約期間の延長を希望する旨を当社所定の方法で当社に通知する。

第19条（中途解約）

1. 当社および出店者は各契約プランにより定まる有効期間中であっても、その中途解約を希望する場合、解約を希望する月の前月末日（末日が当社または出店者の休業日に当たる場合には、その直前の営業日）までに、その旨を相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
2. 前項の規定に従い出店者が中途解約する場合、出店者は当社所定の方法により前項の通知を行わなければならない。
3. 第1項の通知がなされることにより、本契約は解約希望月の末日をもって終了する。

第20条（契約解除）

1. 当社は、出店者が以下の各号の一に該当したときは、出店者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに本契約および当社と出店者の間の他の契約の全部または一部を解除することができる。なお、この契約解除は当社の損害賠償の請求を妨げない。
   (1) ストア利用約款または当社と出店者の間の他の契約に違反し、または当社に対する債務の全部もしくは一部を履行せず、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正または履行しないとき
   (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
   (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または清算手続もしくは任意整理に入ったとき
   (4) 資本減少、事業の廃止、休止、変更、全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき、または解散（法令に基づく解散も含む）したとき
   (5) 手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき
   (6) 信用状況が悪化したと当社が判断したとき
   (7) 取扱商品等および販売方法等に関し、関係官庁による注意または勧告を受けたとき
   (8) 関係官庁から営業停止処分または営業許可もしくは営業免許等の取消処分を受けたとき
   (9) 出店者の代表者と連絡が取れなくなったとき、または出店者の代表者の意思が確認できないと

き

(10) 当社または出店者が第三者から権利侵害のクレームを受けた場合、取扱商品等および販売方法等が公序良俗に反する場合など、Yahoo!ショッピングにふさわしくないと当社が判断したとき

(11) Yahoo!ショッピングの信用を毀損（きそん）する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき

(12) 出店者が、指定収納会社が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納会社との契約に違反したときまたは指定収納会社との契約が終了したとき

(13) 出店者が個人の場合において、出店者本人が死亡し、その相続人がストアの維持または商品等の販売に関する売主の義務を履行できないと当社が判断したときおよび出店者が法人の場合において、その代表者が死亡し、出店者がそのストアの維持または商品等の販売に関する売主の義務を履行できないと当社が判断したとき

(14) 第 1 号の規定にかかわらず、ストア利用約款または運用ガイドラインに違反した場合で、ストア利用約款もしくは運用ガイドラインにおいて当社にて即時に契約解除ができるとの規定があるとき、または当該違反を重大であると当社が判断したとき

(15) 出店者または出店者の役員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるものをいう）であることが判明したとき、ならびに出店者または出店者の役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき

(16) その他、当社が出店者との契約を継続できないと判断したとき

2. 出店者が前項各号の一に該当する場合、出店者の当社に対する一切の債務（本契約に基づく債務に限らない）は当然に期限の利益を失い、出店者は当社に対し直ちに債務全部を弁済しなければならない。なお、この場合に出店者が当社に対して債権を有するとき、当社は別途通知をすることなく、当社が出店者に有する債権と出店者が当社に有する債権とを対当額にて当然に相殺し、出店者の当社に対する債務の弁済に充当するものとする。

第 21 条（契約終了時の処理）

1. 本契約が終了した場合、当社は運用ガイドラインに従って、出店者のショッピングストアシステムの利用を停止する。
2. 当社は本契約の終了時に出店者情報を含む、出店者に関連するすべての情報を当社サーバー上から削除することができる。また出店者情報以外の商品等販売情報についても、契約終了後当社所定の期間経過後に当社サーバーから削除することができる。
3. 本契約が期間満了、合意解約、解除等理由のいかんを問わず終了した場合であって、終了時にまだ未履行の債務がある場合、当該債務についてはすべての債務の履行が完了するまでショッピング利用約款が適用される。

第 22 条（出店者情報、Yahoo!ショッピングに関する著作権等）

1. 当社および出店者は、出店者情報に含まれる著作物の著作権は出店者または出店者に対する権利許諾元に帰属すること、Yahoo!ショッピングならびにショッピングストアシステムおよびこれにより作出される表示等の著作物（出店者情報に含まれる著作物は除く）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認する。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けない。
2. 出店者はショッピングストアシステムを方法のいかんを問わず複製してはならない。
3. 出店者はショッピングストアシステムを使用して生成されたウェブページの全部または一部を当社の事前の書面による承諾なく当社の管理するサーバー以外のコンピューターや記録媒体に保存し、使用してはならない。
4. 出店者は当社の許可なく「ヤフー」「Yahoo!」「Yahoo!ショッピング」またはこれらに類似するサービ

スマーク、ロゴ等を使用してはならない。

5. 出店者は Yahoo!ショッピングの HTML ページ、画像、カテゴリを、当社の事前の書面による承諾なく複写、複製、変形または転用してはならない。
6. 出店者は当社に対し以下の各号に定める事項を許諾する。
   (1) 出店者情報を、出店者、出店者の商品等のプロモーションならびに Yahoo!ショッピングおよびその他の当社のサービスの提供のために当社自ら利用し、また、Yahoo!ショッピングに関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
   (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
7. 当社が、新聞、雑誌、テレビ等の媒体に対して、当社のサービスに関する記事掲載および報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾する場合、当該記事または報道の内容に、出店者ページが含まれる場合があることを出店者はあらかじめ承諾する。
8. 当社は、Yahoo!ショッピングや関連ドキュメント上に、出店者の名称、ロゴ、出店者の指定する標章および出店者情報に含まれる著作物の著作権者が出店者である旨を表示することができる。
9. 出店者は出店者による本サービスの利用に関してまたは利用に起因して、当社または出店者が第三者の著作権その他の知的財産権、プライバシーその他の権利を侵害するとして第三者からクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容のいかんを問わず、また訴訟の係属の有無を問わない）を受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとする。この場合、当社が損害を被ったときには、出店者はその損害を賠償する。ただし、当該クレームが当社の故意または過失による場合はこの限りではない。

第 23 条（秘密保持）

1. 当社および出店者は、本契約の締結または履行の過程において知り得た相手方の技術上または営業上の情報で、開示にあたり秘密である旨を明示された情報（以下本章において「秘密情報」という）を秘密として保持しなければならず、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、提供もしくは漏えいし、または本契約上の権利の行使もしくは義務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、以下の各号に定める情報は秘密情報に含まれないものとする。
   (1) 開示の時点ですでに被開示者が保有していた情報
   (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
   (3) 開示の時点で公知の情報
   (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
2. 前項の規定にかかわらず秘密情報の開示を受けた者は以下の各号の場合には、秘密情報を開示することができる。
   (1) 法令に基づく開示義務に従って公的機関からの請求に応じて開示する場合。ただしこの場合、被開示者は開示者に対して開示請求がなされた旨を通知しなければならない。
   (2) 本契約に基づく権利の行使、義務の履行、またはその目的遂行に必要な範囲において、本契約と同等の秘密保持義務を課することを条件として、役員、従業員、弁護士、税理士等の専門家に自らの責任において開示する場合。
3. 第 1 項の規定に基づく秘密保持義務は、本契約有効期間中および本契約終了後 2 年間に限り有効とする。

第 24 条（権利義務の譲渡禁止）

当社および出店者は、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約から生ずる権利義務の全部または一部を問わず、第三者に譲渡または質入れ、その他の処分をしてはならない。

第 25 条（第三者への委託）

1. 出店者は自己の責任と管理の下、本契約において出店者が負うのと同様の義務を課すことを条件として、ストアの作成や運営などを第三者に対して外注することができる。ただし、出店者は当該外注を行う場合は当社の求めに応じ、外注先および外注内容等を書面にて通知するものとし、当該外注先の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびお客様に対し責任を負うものとする。出店者は外注を行ったことにより当社またはお客様に損害が発生した場合には、当該損害を賠償しなければならない。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品等販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得た出店者に関連する情報を、当該第三者に開示することができる。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によって出店者に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償しなければならない。

第 26 条（協議）
ショッピング利用約款に定める条項の解釈に疑義が生じた場合、またはショッピング利用約款に定めのない事項については、当社と出店者間でお互いに誠意をもって協議し解決を図る。

第 27 条（準拠法および合意管轄）
本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠し、本契約に関連し出店者と当社の間に生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 2 章　Yahoo!オークションストアシステム利用約款

当社は出店者（第 1 条第 1 号に定義する）による当社の提供するオークション出品管理などを行うオークションストアシステム（以下本章において「オークションストアシステム」という）の利用に関し、本章において Yahoo!オークションストアシステム利用約款（以下「オークション利用約款」という）を定める。

第 1 条（定義）
オークション利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「出店者」とは、オークションストアシステムの内容およびオークション利用約款に同意し、オークションストアシステムを用いて、自ら Yahoo!オークションを利用する者で、当社との間で第 2 条第 3 項に定める契約を締結した者をいう。
(2) 「出品」とは、Yahoo!オークションを利用して、商品等（第 4 号に定義する。次号につき同じ）の取引への参加につき電子広告を行うことをいう。
(3) 「出品等ページ」とは、Yahoo!オークション内のウェブページであって、出店者が出品している商品等が掲載されるページ、商品等の一覧が掲載されるページおよび出店者において全部または一部が編集可能なページをいう。
(4) 「商品等」とは、出店者が出品等ページ上で販売の対象とする物品または提供の対象とする役務をいう。
(5) 「お客様」とは、出店者がオークションストアシステムを利用して Yahoo!オークションに出品した商品等を閲覧し、または入札を行う者の総称をいう。なお閲覧、使用する際の端末機器は問わないものとする。
(6) 「落札額」とは、お客様と出店者との間の実際の契約成立の有無およびその契約金額にかかわらず、出店者がオークションストアシステムを用いて Yahoo!オークションに出品した商品等を、お客様が Yahoo!オークションで落札した額をいう。
(7) 「出店者情報」とは、商品等名、商品等説明、商品等価格、商品等画像ファイル（動画を含む）、

代金支払時期、支払方法、商品等の引渡時期、商品等の返還についての特約、販売業者の氏名または名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、販売業者の代表者または通信販売業務責任者の氏名、入札の有効期限がある場合はその期限、送料等の商品等価格以外にお客様が負担すべき金額がある場合はその内容と金額、瑕疵（かし）担保責任に関する特約を定める場合にはその内容など、出店者が出品等ページ内に掲載するすべての情報（出品等ページ内に掲載される著作物を含む）をいう。

(8) 「取引情報」とは、Yahoo!オークションを経由して商品等の入札、落札を行ったお客様の氏名、注文商品等名、注文数量、商品等発送先住所、電子メールアドレス、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等。以下同じ）を含む支払情報など、商品等の入札、落札に関するすべての情報をいう。

(9) 「商品等販売情報」とは、出店者情報、取引情報、クリックデータおよびアクセスログをいう。

(10) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

(11) 「運用ガイドライン」とは、当社が作成する Yahoo!オークションの出品基準、運営基準、出品等ページ作成にあたり出店者が順守しなければならないガイドライン等、出店者に対して当社が提示するストア利用約款以外の Yahoo!オークションに関するすべての取引条件をいう。

第 2 条（契約締結の手続）

1. 出店を希望する者（以下本条において「出店希望者」という）は、オークション利用約款および運用ガイドラインの内容を十分に検討し、その内容を了解したうえで当社に対し、当社所定の方法により本サービス（第 3 条第 1 項に定義する）の利用申込を行う。
2. 当社は前項の申込があった場合、その内容を審査して申込を承諾することができるものとする。
3. 当社が前項の承諾をした時点で、当社と出店希望者との間で、本サービスの利用契約（以下本章において「本契約」といい、他編においては「オークション出店契約」という）が成立する。

第 3 条（オークションストアシステムの利用許諾、本サービスの内容等）

1. 当社は出店者に対し、オークションストアシステムを当社が提供する形式のまま利用することができる非独占的な権利を許諾し、第 2 項に定める機能を有するオークションストアシステムを利用することができるサービス（以下本章において「本サービス」という）を提供する。
2. オークションストアシステムは、以下の機能を有するものとする。
   (1) 当社所定の形式で商品等を一括で出品する機能
   (2) 出店者が作成した出店者情報を Yahoo!オークション内に掲載する機能
   (3) 出店者情報および取引情報を当社サーバー内に保存する機能
   (4) 出店者情報および取引情報を管理できる機能
   (5) 取引情報の全部または一部について自動的に出店者が通知を受ける機能
   (6) 取引情報を出店者が随時引き出して利用できる機能
   (7) 商品等に関するデータベース（JAN コード対象データを含み、これに限られない。以下本章において「データベース」という）を閲覧できる機能
3. 当社は本契約の成立後、出店者に対して本サービスの利用に関するマニュアルを交付する。当社はこのマニュアルを交付する以外に出店者に対し、オークションストアシステム、その他 Yahoo!オークションのシステムの利用方法に関するサポートを行う義務を負わない。
4. 当社はオークションストアシステムのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービス提供に必要な範囲で、出店者に告知することなく、いつでもオークションストアシステムの内容を変更することができる。
5. 出店者は本サービスに関連して当社が別途提供するサービス（以下「関連サービス」と総称する）の

利用を当社所定の手続によって申し込み、当社所定の条件（料金に関する条件も含む）に従って利用することができる。ただし、当社は当該申込を承諾する義務を負うものではない。

第 4 条（本サービスの利用開始）

当社は、本契約成立後速やかに出店者を識別するためのアカウントならびに出店者がオークションストアシステムの利用に必要な ID およびパスワード（以下 ID とパスワードを合わせて本章において「アクセス権限情報」という）を発行し、出店者はこれらをすべて受領した時から本サービスを利用することができる。

第 5 条（アクセス権限情報）

1. 出店者はアクセス権限情報を用いてオークションストアシステムを利用するものとし、それ以外の方法で利用してはならない。
2. 出店者はアクセス権限情報を秘密として管理し、第三者（本サービスの利用にあたり必要な出店者の従業員を除く）にその内容を開示し、または利用させてはならない。
3. 出店者は前項の規定に従い、その従業員にアクセス権限情報を開示する、または利用させる場合、当該従業員に対し、出店者が当社に対して負うのと同様の管理義務を課さなければならない。また出店者は、当該従業員がアクセス権限情報を用いて行った行為に関する一切の責任を負うものとする。第 23 条の規定に従い、同条に定める外注先を利用する場合も同様とする。
4. アクセス権限情報を用いてなされた行為は、すべて当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者によりなされたものとみなす。アクセス権限情報が当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者以外の者により利用されたことによって、当社または第三者が損害を被った場合、当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者はその損害を賠償するものとする。
5. 出店者は、理由のいかんを問わず、自ら受領したアクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当該事実を当社に通知しなければならない。この場合および当社がアクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、当社は当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができる。当社の措置によって出店者が本サービスを利用できない期間があった場合でも、これについて当社は出店者に対し、損害賠償責任、損失補償責任、システム利用料（第 8 条に定める）の返還責任等の金銭の支払責任、その他一切の責任を負担しない。

第 6 条（本サービス利用にあたって出店者が順守すべき事項、表明保証等）

1. 民法に定める成年の年齢に達していない者は、本サービスの利用の新規申込をすることができない。
2. 出店者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守する。
   (1) 本サービスの利用にあたり、オークション利用約款および運用ガイドライン（ただし運用ガイドラインについては当該出店者に適用されるものに限る）に定められた規定および基準を順守しなければならない。
   (2) 出店者は本サービスを利用するのに必要な機器、ソフトウエアおよび人材を自らの費用で用意し、これを維持しなければならない。
   (3) 出店者は本サービスを利用するに際して、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の法令（条約、条例およびこれらの法令に基づく行政処分を含む）、関係官庁の定める通達およびガイドライン、慣習、業界団体等の定める自主基準および規制ならびにその他商品等に関する諸基準（以下これらすべてを総称して「法令等」という）を順守し、また商品等を広告・販売するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得しなければならない。
   (4) 出店者は善良なる管理者の注意をもってオークションストアシステムを利用し、その利用のための操作および利用の結果については、すべて出店者が責任を負う。また出店者の不適切な操

作の結果、オークションストアシステムが停止または毀損（きそん）した場合、出店者は当社に対してその被った損害を賠償する。

(5) 出店者はオークションストアシステムを本サービス利用の目的以外に使用してはならない。

(6) 出店者は一般的なウェブブラウザ等のツールを使ってオークションストアシステムを利用するものとする。なお出店者がオークションストアシステムを利用するにあたり、当社が特殊な閲覧形式や利用のためのツールを提供することはない。

(7) 出店者は法令等に従い、出品にあたり必要な事項を出品等ページに正確に表示しなければならない。

(8) 出店者は本契約締結時および本契約期間中において、オークション利用約款および運用ガイドラインに定める基準を満たしているかどうかを当社が判断するために必要な正確かつ適正な情報を、オークション利用約款もしくは運用ガイドラインの定めまたは当社の求めに応じ、適時に提供しなければならない。また出店者は、本契約締結時およびその後更新される都度、運用ガイドラインを確認しなければならない。

(9) 出店者は正確かつ適正に出店者情報を出品等ページに表示しなければならない。

(10) 出店者は出品が完了したときには、出店者情報など出品等ページの掲載内容に誤りがないか必ず確認を行わなければならない。

3. 出店者は本契約期間中、当社に対し以下の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1) 本サービスを利用して商品等を広告・販売するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得していること

(2) 法令等に従い、出品にあたり必要な事項を正確に表示していること

第 7 条（本サービス提供にあたり当社が行う措置等）

1. 当社は本サービスの提供にあたり、当社の裁量により以下の各号に定める事項や措置を行うことができる。

(1) 出店者の商品等、出品等ページおよびその内容（出店者情報を含む）ならびに出店者による商品等の販売行為または販売方法が法令等もしくは運用ガイドラインに合致しない場合、そのおそれがある場合、または Yahoo!オークションにふさわしくないと当社が判断した場合、いつでも当該商品等を削除し、必要に応じて監督官庁や捜査機関などに通知すること

(2) お客様の便宜のために出店者や出店者情報等を紹介・掲載すること（Yahoo!オークションへのリンク、当社のいずれかのサービスカテゴリに含めて Yahoo!オークションまたは出品等ページへのリンク、出品等ページの URL アドレスの紹介・掲載を含む）

(3) 出店者に重大な影響を及ぼす場合を除き、出店者に告知することなく、いつでも Yahoo!オークションの内容を変更すること（Yahoo!オークション内の商品等のカテゴリ構成を変更することを含む）

2. 出店者は、当社が前項各号に定める事項や措置を行うことができることをあらかじめ了解し、当社がかかる事項や措置を行ったことについて何ら異議を述べない。

3. 当社が第 1 項各号に定める事項や措置を行ったことにより出店者に何らかの損害または損失が生じたとしても、当社に故意または過失がない限り、当社は一切その責任を負わないものとする。

第 8 条（システム利用料）

1. 出店者は当社に対し、本サービス利用の対価として当社所定の料金表記載の月額システム利用料（以下本章において「システム利用料」という）およびそれに対する消費税・地方消費税（円未満切り捨て）を支払う。

2. システム利用料は、当社が出店者に対しアクセス権限情報を発行した日の属する月の翌月から課金され、出店者は支払義務を負う。

3. 出店者は、本サービスの実際の利用の有無にかかわらず、システム利用料を支払うものとする。

第 9 条（落札額およびロイヤルティ）

1. 出店者は当社所定の方法で落札額を確定する。
2. 出店者は当社に対し、本サービスの利用の対価として落札額に応じて当社所定の料金表に基づいて定まる金額（ただし円未満の処理は当社所定の方法による。以下本章において「ロイヤルティ」という）およびそれに対する消費税・地方消費税（円未満切り捨て）を支払う。
3. 前項の規定にかかわらず、当社にて定める特定のカテゴリの商品等を取り扱う場合、出店者はロイヤルティとして、当社にて別途指定する（なおこの指定自体は当社所定の料金表のなかで行う）金額を支払わなければならない。
4. ロイヤルティは、当社が出店者に対しアクセス権限情報を付与した時点以降の落札額から課金される。
5. 出店者は落札額およびロイヤルティの計算に関する帳票、帳簿、記録、資料等を正確に作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間保存しなければならない。当社は出店者の報告する落札額およびロイヤルティの正確性について確認するため、(ⅰ)当該帳票等を提出するよう求めることができ、また(ⅱ)出店者の営業時間内に、出店者の事務所において当該帳票等を監査することができる。
6. 前項に定める確認の結果、支払われたロイヤルティの金額が不足していたことが判明した場合、出店者は速やかに差額（これに対する消費税・地方消費税も含む）を当社に対して支払わなければならない。また出店者は、当社が当該確認に要した費用を負担しなければならない。ただし、当社はその裁量で当社が要した費用を免除することができる。

第 10 条（支払方法、保証金）

1. 出店者は本サービスおよび関連サービス（関連サービスを利用している場合に限る）の利用の対価として当社が出店者に有するすべての金銭債権（以下本章において「当社債権」という）に対する支払を、当社指定の代金収納会社（以下「指定収納会社」という）を通じた方法で行うものとする。このために出店者は、以下の各号に定める事項をあらかじめ了解し、また必要な対応を行わなければならない。
   (1) 当社が指定する日までに指定収納会社との間で、上記支払方法によるために必要となる支払委託契約（契約名称のいかんは問わない）を同社所定の内容で締結すること
   (2) 当社は任意に指定収納会社の変更を出店者に対して求めることができ、この場合、出店者は変更後の指定収納会社との間で改めて前号の契約を締結すること
2. 当社は、出店者が前項に定める支払方法を用いることに必要な範囲で指定収納会社に対し、同社が必要とする出店者情報その他の出店者に関する情報で当社が出店者から示された情報を開示することができるものとし、出店者はあらかじめこれを異議なく承諾する。
3. 第 1 項の規定にかかわらず当社が認めた場合、出店者は当社債権に対する支払を当社所定の条件に従い、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により行うことができる（振込手数料は出店者の負担とする）。この方法を選択した場合の支払方法の詳細については別途定めるものとし、出店者は当該定めの内容に従う。
4. 出店者が当社債権に対する支払を遅滞した場合、出店者は、当社に対し、遅滞金額に加え支払が済むまで、当該金額に年率 14.6%（年 365 日の日割り計算）を乗じた遅延損害金を支払う。
5. 当社が必要と認める場合、出店者は当社債権を担保するため、当社からの請求があり次第、当社に対し当社所定の保証金、物的担保または人的担保を差し入れる。

第 11 条（出店者が商品等の売主として負う義務）

1. 出店者は自己の商号および商標を用いてお客様に対する申込の誘引活動を行うものとする。出店者は、直接、間接を問わず、お客様が当社または当社の提供しているサービスに対して有する信頼を利用して、Yahoo!オークションに出品するもの以外の商品またはサービス等への申込を誘引するような行為を行ってはならない。

2. 出店者は本サービスの利用期間中、出品等ページ内においてお客様に対し、商品等の売買または役務提供契約（以下本章において単に「売買契約」という）の売主・役務提供者（以下本章において単に「売主」という）が出店者自身である旨の表示を行わなければならない。
3. 出店者は本契約期間中、出品中の商品等についてはいつでも売却または提供可能な状態を維持し、二重売買を行ってはならない。また本契約に基づき当社が発行したアクセス権限情報以外のアカウントやパスワード（たとえば、別途取得した Yahoo! JAPAN ID）を用いて出品してはならない。
4. 出店者はお客様に対し、商品等の売主としての義務を誠実に履行しなければならず、商品等の売買または役務提供に関するお客様からの問い合わせに適切に対応し、当社には何らの負担をかけない。
5. 出店者は第 3 条第 2 項第 5 号の通知を受信した後 24 時間（ただし出店者の休業日を除く）以内に、落札したお客様に対し当該注文（落札）を承諾する旨または承諾しない旨、承諾する場合には当該注文内容（落札内容）の確認のために当該落札にかかる商品等購入にかかる一切の金額明細、合計金額、消費税・地方消費税、代金支払方法を電子メールにて伝えなければならない。
6. 出店者は本契約の終了後といえども、出店者とお客様との間で成立した売買契約に基づくお客様に対する債務の履行についての全責任を負う。
7. 出店者は商品等について法令等を順守し、これらに従わなければならない。また出店者は商品等による事故を防止するため、万全の措置をとらなければならない。
8. 出店者は商品等または出店者情報に関連して、お客様または第三者からクレームを受けた場合（訴訟の提起を含む）、自らの責任と費用において誠実にこれに対応して解決を図るものとする。また出店者はクレームの再発防止に努めなければならない。
9. 出店者は前項のクレームを解決するにあたって、お客様または第三者の意向を十分尊重して可及的速やかに対応するとともに、その経過を随時または当社が求める都度、当社に対して報告する。また出店者がクレーム対応の必要上、お客様への通知やプレスリリースなどを行うにあたって、事前に当社にその内容を通知する。
10. 出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者がストア利用約款を順守しているかを当社が判断するために必要な資料を速やかに提出する。
11. 当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、出店者がストア利用約款を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、出店者の営業時間内に出店者の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとする。

第 12 条（出店者の情報管理）

1. 当社および出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を、出店者が商品等の売主として収集していること、および当社もまた Yahoo!オークションの運営者としてその全部または一部を出店者とは別に収集していることを相互に確認する。
2. 出店者は取引情報およびお客様の個人情報を漏えい等しないように必要なセキュリティー保護を自らの費用と責任で行わなければならない。また、これらの情報の管理にあたっては、プライバシーポリシーを策定し、それを出品等ページに掲示してお客様に周知徹底するとともに、関連する法令等を順守しなければならない。
3. 出店者は収集したお客様の個人情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、またお客様に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはならない。
4. 出店者が Yahoo!オークションを利用して他の利用者の個人情報の収集を行うことは禁止する。個人情報に限らず、Yahoo!オークションに関連して他の利用者が掲載、送信したすべてのデータ、文章、写真、図面、絵、音、音楽、評価などの情報についても同様とする。
5. 出店者は万一出店者から取引情報またはお客様の個人情報が第三者に流出した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければならない。
6. 前項の場合、出店者は流出の事実を直ちに当社に報告しなければならない。
7. 出店者は(ⅰ)商品等販売情報が当社サーバーに保管されていること、(ⅱ)当社がかかる情報を財団法人

日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定する ISMS 適合性評価制度が求める水準によって取り扱っていることを出品等ページ内に明確に表示し、その旨をお客様に周知徹底する。

第 13 条（当社の情報管理）

当社は当社サーバーに保管されている商品等販売情報を、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定する ISMS 適合性評価制度が求める水準によって取り扱う。また当社はそれらを当社プライバシーポリシー、個人情報の保護に関する法律および関係官庁のガイドラインに従い取り扱う。

第 14 条（当社の免責）

1. 当社が提供するオークションストアシステムおよびデータベースは、当社がその時点で保有している状態で提供するものであり、当社は出店者の所期の目的・要求・利用態様（閲覧を含む）に適合すること、バグなどの不具合が一切ないことまで保証するものではない。出店者は、オークションストアシステムおよびデータベースが、その所期の目的・要求・利用態様（閲覧を含む）に沿った機能や適合性を有しているか否かにつき、自らの責任で確認を行うものとする。
2. 当社は出店者に対し、オークションストアシステムおよびデータベースについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではない。ただし、当社は当該不具合を改善するよう努める。
3. 出店者がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、出店者自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピューターシステムの障害、その他の損害または損失について、当社は一切の責任を負わない。
4. 当社は本サービスの利用または本サービスの利用ができなかったことによって出店者に生じた損害または損失について、金銭的補償を含め一切の責任を負わないものとする。
5. 当社は事由のいかんを問わず、本サービスが中断し、変更され、またはその全部もしくは一部が廃止されたことにより出店者に生じた損害または損失につき、一切の責任を負わないものとする。
6. 第 3 項から前項までのほか、当社がオークション利用約款または運用ガイドラインに基づき行った行為により、出店者に何らかの損害または損失が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 15 条（本サービスの停止･中止）

1. 当社は以下の各号の一に該当する場合、出店者に何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができる。
   (1) 出品等ページおよびその内容（出店者情報を含む）または出店者による商品等の販売行為もしくは販売方法が､法令等もしくは運用ガイドラインに合致しない場合､そのおそれがある場合、または Yahoo!オークションにふさわしくないと当社が判断した場合
   (2) お客様対応など出店者の取引の方針が、Yahoo!オークションにふさわしくないと当社が判断した場合
   (3) 出店者またはその代表者の法令等違反につき調査の必要が生じた場合
   (4) 出店者またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
   (5) 出店者が当社またはお客様に対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがある場合
   (6) 出店者の行為・対応がお客様の生命、身体、名誉または財産に被害を及ぼした場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   (7) その他、第 18 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合
2. 当社は以下の各号の一に該当する事由が発生した場合、出店者に事前に通知のうえ、本サービスおよび Yahoo!オークションの提供を中止または停止することができる。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としない。
   (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合
   (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供または Yahoo!オー

クションの運営が不可能となった場合

(3) 出店者の操作により当社のシステムの安定的な運用に影響がでるおそれがあると当社が判断した場合

(4) その他当社の実施しているサービス（ストア利用約款に規定するサービスに限らない）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

3. 出店者は、前項第 3 号の場合、原因究明のための当社の調査に必要な協力を行うものとする。

4. 本条の定めに従い本サービスの提供が中止または停止された場合においても、出店者は当該中止または停止期間におけるシステム利用料の支払義務を免れるものではない。

第 16 条（損害賠償）

1. 出店者は、出店者または商品等に関連して、当社がお客様または第三者からクレームを受けた場合、オークション出店契約期間中はもとより契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとする。当社が損害を被ったときには、出店者はその損害を賠償する。

2. 出店者がお客様から代金の支払を受けたにもかかわらず第 18 条第 1 項各号の事由に該当しお客様に対する売買契約に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社がお客様に対してお客様が被った被害額に対する見舞金を支払う場合（ポイントによる支払を含む）、出店者が当社にその見舞金の額と同額の損害を与えたものとし、出店者はその見舞金の額と同額の賠償金を当社に支払うものとする。

3. ストア利用約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除いて、当社の故意または過失により出店者に損害が発生した場合、当社は出店者に対し当該損害を賠償する。ただし、当社による賠償金額はシステム利用料 1 か月分の金額を限度とする。

第 17 条（契約期間）

1. 本契約は第 2 条第 3 項に定める契約成立日からアクセス権限が発行された日の属する月の末日まで有効とし、以後、1 か月単位で契約期間を自動更新するものとする。ただし、各月末日までにいずれかの当事者が相手方に対して、本契約を終了する旨を当社所定の方法により通知した場合、当該通知月の翌月末日で本契約は終了するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、両者間に別段の定めがあるときは、当該個別に設定した期間を契約期間とする。

第 18 条（契約解除）

1. 当社は、出店者が以下の各号の一に該当したときは、出店者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに本契約および当社と出店者の間の他の契約の全部または一部を解除することができる。なお、この契約解除は当社の損害賠償の請求を妨げない。

(1) ストア利用約款または当社と出店者の間の他の契約に違反し、または当社に対する債務の全部もしくは一部を履行せず、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正または履行しないとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または清算手続もしくは任意整理に入ったとき

(4) 資本減少、事業の廃止、休止、変更、全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき、または解散（法令に基づく解散も含む）したとき

(5) 手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

(6)　信用状況が悪化したと当社が判断したとき
(7)　取扱商品等および販売方法等に関し、関係官庁による注意または勧告を受けたとき
(8)　関係官庁から営業停止処分または営業許可もしくは営業免許等の取消処分を受けたとき
(9)　出店者の代表者と連絡が取れなくなったとき、または出店者の代表者の意思が確認できないとき
(10)　当社または出店者が第三者から権利侵害のクレームを受けた場合、取扱商品等および販売方法等が公序良俗に反する場合など、Yahoo!オークションにふさわしくないと当社が判断したとき
(11)　Yahoo!オークションの信用を毀損（きそん）する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
(12)　出店者が、指定収納会社が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納会社との契約に違反したときまたは指定収納会社との契約が終了したとき
(13)　出店者が個人の場合において、出店者本人が死亡し、その相続人が出品等ページの維持または商品等の販売に関する売主の義務を履行できないと当社が判断したとき、および出店者が法人の場合において、その代表者が死亡し、出店者がその出品等ページの維持または商品等の販売に関する売主の義務を履行できないと当社が判断したとき
(14)　第 1 号の規定にかかわらず、ストア利用約款または運用ガイドラインに違反した場合で、ストア利用約款もしくは運用ガイドラインにおいて当社にて即時に契約解除ができるとの規定があるとき、または当該違反を重大であると当社が判断したとき
(15)　出店者または出店者の役員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるものをいう）であることが判明したとき、ならびに出店者または出店者の役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
(16)　その他、当社が出店者との契約を継続できないと判断したとき

2. 出店者が前項各号の一に該当する場合、出店者の当社に対する一切の債務（本契約に基づく債務に限らない）は当然に期限の利益を失い、出店者は当社に対し直ちに債務全部を弁済しなければならない。なお、この場合に出店者が当社に対して債権を有するとき、当社は別途通知をすることなく、当社が出店者に有する債権と出店者が当社に有する債権とを対当額にて当然に相殺し、出店者の当社に対する債務の弁済に充当するものとする。

第 19 条（契約終了時の処理）

1. 本契約の終了にあたって、当社は運用ガイドラインに従い、順次、出店者によるオークションストアシステムの利用を停止する。
2. 当社は本契約の終了時に出店者情報を含む、出店者に関連するすべての情報を当社サーバー上から削除することができる。
3. 本契約が期間満了、合意解約、解除等理由のいかんを問わず終了した場合であって終了時にまだ未履行の債務がある場合、当該債務についてはすべての債務の履行が完了するまでオークション利用約款が適用される。

第 20 条（出店者情報、Yahoo!オークションに関する著作権等）

1. 当社および出店者は、出店者情報に含まれる著作物の著作権は出店者または出店者に対する権利許諾元に帰属すること、Yahoo!オークションならびにオークションストアシステムおよびこれにより作出される表示等の著作物（出店者情報に含まれる著作物は除く）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認する。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けない。
2. 出店者はオークションストアシステムを方法のいかんを問わず複製してはならない。
3. 出店者はオークションストアシステムを使用して生成されたウェブページの全部または一部を当社の

事前の書面による承諾なく当社の管理するサーバー以外のコンピューターや記録媒体に保存し、使用してはならない。

4. 出店者は当社の許可なく「ヤフー」「Yahoo!」「Yahoo!オークション」またはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ等を使用してはならない。
5. 出店者は Yahoo!オークションの HTML ページ、画像、カテゴリを、当社の事前の書面による承諾なく複写、複製、変形または転用してはならない。
6. 出店者は当社に対し以下の各号に定める事項を許諾する。
   (1) 出店者情報を、出店者、出店者の商品等のプロモーションならびに Yahoo!オークションおよびその他の当社のサービスの提供のため利用することおよび Yahoo!オークションに関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
   (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
7. 当社が、新聞、雑誌、テレビ等の媒体に対して、当社のサービスに関する記事掲載および報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾する場合、当該記事または報道の内容に、出店者ページが含まれる場合があることを出店者はあらかじめ承諾する。
8. 当社は、Yahoo!オークションや関連ドキュメント上に、出店者の名称、ロゴ、出店者の指定する標章および出店者情報に含まれる著作物の著作権者が出店者である旨を表示することができる。
9. 出店者は出店者による本サービスの利用に関してまたは利用に起因して、当社または出店者が第三者の著作権その他の知的財産権、プライバシーその他の権利を侵害するとして第三者からクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容のいかんを問わず、また訴訟の係属の有無を問わない）を受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとする。この場合、当社が損害を被ったときには、出店者はその損害を賠償する。ただし、当該クレームが当社の故意または過失による場合はこの限りではない。

第 21 条（秘密保持）

1. 当社および出店者は、本契約の締結または履行の過程において知り得た相手方の技術上または営業上の情報で、開示にあたり秘密である旨を明示された情報（以下本章において「秘密情報」という）を秘密として保持しなければならず、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、提供もしくは漏えいしまたは本契約上の権利の行使もしくは義務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、以下の各号に定める情報は秘密情報に含まれないものとする。
   (1) 開示の時点ですでに被開示者が保有していた情報
   (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
   (3) 開示の時点で公知の情報
   (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
2. 前項の規定にかかわらず秘密情報の開示を受けた者は以下の各号の場合には、秘密情報を開示することができる。
   (1) 法令に基づく開示義務に従って公的機関からの請求に応じて開示する場合。ただしこの場合、被開示者は開示者に対して開示請求がなされた旨を通知しなければならない。
   (2) 本契約に基づく権利の行使、義務の履行、またはその目的遂行に必要な範囲において、本契約と同等の秘密保持義務を課することを条件として、役員、従業員、弁護士、税理士等の専門家に自らの責任において開示する場合。
3. 第 1 項の規定に基づく秘密保持義務は、本契約有効期間中および本契約終了後 2 年間に限り有効とする。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

当社および出店者は、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約から生ずる権利義務の全

部または一部を問わず、第三者に譲渡または質入れ、その他の処分をしてはならない。

第 23 条（第三者への委託）

1. 出店者は自己の責任と管理の下、本契約において出店者が負うのと同様の義務を課すことを条件として、出品やそれに関する業務を第三者に対して外注することができる。ただし、出店者は当該外注を行う場合は当社の求めに応じ、外注先および外注内容等を書面にて通知するものとし、当該外注先の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびお客様に対し責任を負うものとする。出店者は外注を行ったことにより当社またはお客様に損害が発生した場合には、当該損害を賠償しなければならない。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品等販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得た出店者に関連する情報を、当該第三者に開示することができる。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によって出店者に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償しなければならない。

第 24 条（協議）

オークション利用約款に定める条項の解釈に疑義が生じた場合、またはオークション利用約款に定めのない事項については、当社と出店者間でお互いに誠意をもって協議し解決を図る。

第 25 条（準拠法および合意管轄）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本国法に準拠し、本契約に関連し出店者と当社の間に生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 2 編　共通特約

第 1 章　アフィリエイトプログラムに関する特約

当社はショッピング利用約款およびオークション利用約款の特約として、本章においてアフィリエイトプログラムに関する特約（以下本章において「本特約」という）を定める。本特約はショッピング出店契約またはオークション出店契約を締結したすべての出店者に適用される。出店者は本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

第 1 条（定義）

本特約に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとする。以下の各号に定めのない用語については、ショッピング利用約款またはオークション利用約款の定義による。

(1)　「アフィリエイトプログラム」とは、当社が指定する会社（以下「アフィリエイトプログラム運営会社」という）が主体となって提供するサービスであり、当社が提供するサービス内でアフィリエイトプログラムに登録したアフィリエイト広告主（第 2 号に定義する）の広告を、アフィリエイトパートナー（第 3 号に定義する）が自己のウェブサイト（ブログ、電子メール等を含み、移動情報通信端末機器を通じて提示されるものも含む。以下同じ）内に掲載し、その広告効果に基づいてアフィリエイト広告主がアフィリエイトパートナーに一定の報酬を支払う仕組みを提供するサービスをいう。

(2)　「アフィリエイト広告主」とは、インターネット上で自己の商品やサービスの宣伝、販売、会員登録、カタログ請求の受け付けなど電子商取引を行っているウェブサイトの運営者で、アフィリエイトプログラムを利用している者をいう。

(3)　「アフィリエイトパートナー」とは、アフィリエイトプログラムを利用し、アフィリエイト広

告主の広告を掲載する自己のウェブサイトを持つ運営者をいう。

(4) 「販売価格」とは、アフィリエイトパートナーが運営するウェブサイトを経由して出店者の商品等が売れた場合の価格（ただし、消費税等の税を含まない本体価格）をいう。

第 2 条（アフィリエイトプログラムを利用した商品等のプロモーション）

当社は出店者の商品等について、当社がアフィリエイト広告主となってアフィリエイトパートナーに当該商品等の広告掲載を委託する方法によりプロモーションを行うことができるものとし、出店者はこれをあらかじめ異議なく了解する。

第 3 条（費用負担）

1. 出店者は当社に対し、前条に定めるプロモーションの費用負担として、以下の各号に定める金額を支払う。
   (1) 「アフィリエイトパートナー報酬原資」
   当社がアフィリエイトパートナーに支払う報酬原資の全部または一部として、出店者が負担するもの。販売価格に当社が別途定める範囲内で出店者が任意に設定した料率を乗じて算定する。
   (2) 「アフィリエイト手数料」
   当社がアフィリエイトプログラム運営会社に対して支払う手数料の全部または一部として、出店者が負担するもの。販売価格に当社が別途定める一定割合を乗じて算定する。
2. 前項の対価の支払方法は、ショッピング出店契約またはオークション出店契約における対価の支払と同様の方法による。

第 4 条（本特約に定めのない事項の取扱い）

本特約に定めのない事項については、ショッピング利用約款またはオークション利用約款の規定が適用されるものとする。

第 2 章　ポイント加盟店プログラム

当社はショッピング利用約款およびオークション利用約款の特約として、Yahoo!ショッピングまたは Yahoo!オークションを利用するお客様（第 2 条に定義する）にポイント（第 1 条に定義する）を付与するサービスに関して、本章においてポイント加盟店プログラム（以下本章において「本特約」という）を定める。本特約は、ショッピング出店契約またはオークション出店契約を締結したすべての出店者に適用される。出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

第 1 条（ポイント）

ポイントとは、以下に定義する「Yahoo!ポイント」と「提携先ポイント」を指すものとする。

(1) Yahoo!ポイント：当社が実施するプログラムである「Yahoo!ポイントプログラム」に従いお客様に付与するポイント

(2) 提携先ポイント：当社の提携先（以下本章において「提携先」という）が実施するポイント付与に関するサービス（以下「提携先プログラム」という）に従いお客様に付与するポイント。

第 2 条（ポイントの付与、ポイントの原資等の負担）

1. 当社はお客様（ショッピング利用約款第 1 条第 4 号またはオークション利用約款第 1 条第 5 号に定める「お客様」をいう。以下同じ）に対し、本特約および当社が別途定めるガイドライン（以下本章において「運用ガイドライン」という）に基づき、お客様と出店者との間の取引金額（キャンセルされたものは含まない）に応じた一定率のポイント（ただし、お客様が選択した Yahoo!ポイントまたは提

携先ポイントのいずれか）を付与することができるものとする。

2. 出店者は、当社が前項のとおりお客様にポイントを付与することをあらかじめ異議なく了解し、かつ、ポイントの原資およびポイント付与手続に要する費用として当社が定める費用を負担する。また出店者は、本特約または運用ガイドラインに定めがない場合であっても、当社が原資を負担して任意にお客様にポイントを付与することができることを了解する。
3. 前項の規定にかかわらず、出店者は運用ガイドラインで認められる場合は、自らの原資負担と責任に基づき、当社の定める一定率を上回るポイント付与率および当該付与率に基づきポイントを付与する期間を設定することができる。この場合、当社は出店者の設定した内容に従い、お客様にポイントを付与する。

第 3 条（お客様によるポイントの利用）

1. お客様は出店者から商品等を購入または落札する場合「Yahoo!ポイントプログラム（ガイドライン）」または提携先が定める提携先ポイントに関する規約（以下「提携先ポイント規約」という）に従ってポイントを利用することができる。お客様がポイントを利用した場合、出店者は運用ガイドラインに従い、利用されたポイントに相当する金額を商品等の代金から差し引き、当該金額をお客様に請求しない。
2. 出店者はお客様に対し、ポイントの利用を拒否したり、利用できるポイントの種類を制限したり、他の決済方法への変更を要求したり、他の決済方法、その他の条件を適用したり、利用金額に当社が定めるもの以外の制限を設定したり、ポイント利用にかかる手数料を要求するなど、ポイントを利用するお客様に不利な取引をしてはならない。

第 4 条（インフラシステムの導入等）

1. 出店者は、お客様がポイントを利用できるよう、必要なインフラシステムの導入と経理処理を行わなければならない。
2. 当社は出店者に対し、前項の対応に必要な情報を提供する。

第 5 条（当社・出店者間でのポイントの精算）

1. お客様と出店者との間でなされた商品等の取引に関する当社と出店者間のポイントの精算は、運用ガイドラインに従って行う。
2. 当社は、不正利用防止の観点から必要と判断した場合、出店者の了承を得ることなく、当社が出店者に支払う前項に定めるポイントの精算代金につきその振込を保留することができる。ただし、この場合、当社は事前に出店者に対しその理由を説明するものとする。

第 6 条（注意事項等）

1. 出店者は自ら Yahoo!ポイントプログラムおよび提携先プログラムと類似するポイントプログラムやサービス（以下「出店者プログラム」という）を提供している場合、「ストア」（ショッピング利用約款第 1 条第 2 号）または「出品等ページ」（オークション利用約款第 1 条第 3 号）に出店者プログラムを実施している旨表示し、かつ、出店者プログラムについて十分に説明し、お客様が Yahoo!ポイントプログラムまたは提携先プログラムと混同または誤解しないようにしなければならない。
2. 出店者は Yahoo!ショッピングもしくは Yahoo!オークション出店用の Yahoo! JAPAN ID またはそれ以外の Yahoo! JAPAN ID を用いて自らの商品等を購入または落札し、ポイントを取得してはならない。当社がこれらに類似すると判断した行為についても同様とする。
3. 出店者はポイントに関する帳票の保管および監査について、ショッピング利用約款またはオークション利用約款のロイヤルティに関する規定に従う。

第 7 条（本特約に定めのない事項の取扱い）

本特約に定めのない事項については、ショッピング利用約款またはオークション利用約款の規定が適用されるものとする。

第３章　ブランド品の取扱いに関する特約

当社はショッピング利用約款およびオークション利用約款の特約として、本章においてブランド品の取扱いに関する特約（以下本章において「本特約」という）を定める。本特約は Yahoo!ショッピングまたは Yahoo!オークションにおいて、ブランド品を販売または出品する出店者に適用される。当該出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

1. 出店者は当社のブランド品取扱い審査を通過していない場合は、Yahoo!ショッピングまたは Yahoo!オークションにおいてブランド品の販売または出品をすることはできない。
2. 出店者は偽造品が紛れ込まないように善良なる管理者の注意を持って商品等の仕入れ等を行うものとする。
3. 出店者は出店者の販売した商品等について権利者が偽造品であると判断した場合には、出店者の責任と費用で、以下の各号に定めるとおり誠意をもってお客様に対応するものとする。
   (1)　当該商品等の返金または交換を速やかに行うこと
   (2)　当該商品等と同一のものを購入した可能性のあるお客様に対しては、偽造品が混在していた可能性がある旨を通知し、前号同様に誠意ある対応をすること
   (3)　偽造品が混在していた可能性があった旨の謝罪広告を掲載するなど、信頼回復に向けて必要な措置を講ずること
4. 商標権侵害等を理由として、当社が第三者からクレーム（損害賠償請求、使用差止請求などの内容のいかんを問わず、訴訟提起の有無を問わない）を受けた場合には、出店者は出店者の責任と費用でこれを解決するものとする。
5. 出店者は、当社が出店者に断りなく、出店者が販売または出品する商品等を購入するなどの方法で、当該商品等が偽造品であるかどうかの調査を行うことを了解する。
6. 偽造品に関するトラブルが発生した場合、当社はショッピング出店契約またはオークション出店契約に基づき、Yahoo!ショッピングまたは Yahoo!オークションにおける当該商品等の掲載を停止、またはこれらの契約の解除を行うことができる。
7. 前項に定めるほか、当社は出店者が本特約の各項の一に違反する場合、Yahoo!ショッピングまたは Yahoo!オークションにおける当該商品等の掲載を停止または出店者との契約の解除を行うことができる。
8. 本特約に定めのない事項については、ショッピング利用約款またはオークション利用約款の規定が適用されるものとする。

第３編　「Yahoo!ショッピングストアシステム利用約款」にかかる特約

第１章　提携先モールにおける商品等の販売にかかる特約

当社はショッピング利用約款の特約として、当社の提携先（以下本章において「提携先」という）が運営するインターネット・ショッピングモール（以下「提携先モール」という）における商品等の販売に関して、本章において提携先モールにおける商品等の販売にかかる特約（以下本章において「本特約」という）を定める。本特約はショッピング出店契約を締結したすべての出店者に適用される。出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守するものとする。なお本特約に使用する語句の定義は、別途定めがない限りショッピング利用約款の定義が適用されるものとする。

第 1 条（本特約の目的）

本特約は提携先モールでの商品等の販売に関し、必要な以下の事項について定める。

(1) 出店者が順守し、または出店者が責任を負うべき事項

(2) 提携先モールにおいて販売される商品等（以下本章において「本商品等」という）に関する出店者情報（全部または一部を問わない、以下「本件情報」という）の提携先への提供に関する事項

第 2 条（ショッピング利用約款の適用）

1. 本商品等の販売に関しては、本特約で定めるほかは、ショッピング利用約款にて定める条件が適用されるものとする。

2. ショッピング利用約款と本特約の規定の内容が異なる場合、本商品等に関する情報の掲載および本商品等の販売に関する限り本特約が優先するものとする。

第 3 条（提携先モール販売条件の優先適用）

1. 当社は個々の本商品等の販売にかかる売買契約の条件として提携先モールが定める販売条件(以下「提携先モール販売条件」という）がある場合、その内容をあらかじめ出店者に周知するものとする。

2. 提携先モール販売条件と出店者が Yahoo!ショッピングにおける商品等の販売に関して設定する条件（以下「Yahoo!ショッピング販売条件」という）とが異なる場合、本商品等の販売に関する限り、提携先モール販売条件が Yahoo!ショッピング販売条件に優先して適用されるものとする。

3. 提携先モール販売条件が出店者に重大な影響を及ぼす場合、当社は出店者から提携先モール販売条件の適用について出店者の事前の同意を得ることを要するものとする。

第 4 条（権利の許諾）

当社は本件情報のうち当社が自己の裁量で選定したものを、提携先、提携先と提携する者、および提携先モールで本商品等の販売にかかわる者が本商品等の販売または提携先モール自体をプロモーションする目的で使用、公開、表示、再生、配布することを許諾できるものとし、出店者は、当社がかかる許諾を行うことを承諾する。

第 5 条（売主としての責務）

出店者は提携先モール経由で本商品等の購入を申し込んだ者（以下「提携先モール購入者」という）に対して、提携先モール販売条件、本特約およびショッピング利用約款に従って売主としての義務を履行するものとする。なお提携先モール販売条件の定めにより、出店者が直接に提携先モール購入者に本商品等を販売せず、購入代行者等の第三者（以下「購入代行者」という）を介して提携先モール購入者に販売する場合、出店者は当該購入代行者に対して、提携先モール販売条件、本特約およびショッピング利用約款に従って、売主としての義務を履行するものとする。

第 6 条（本商品等の注文にかかる情報の管理）

出店者は本商品等の注文にかかる情報の保存および管理についてもショッピングストアシステムまたは当社所定のその他のシステムを利用することができるものとする。

第 7 条（提携先等が指定するサービスの利用）

出店者は本商品等の販売に関連して、提携先または当社が指定するサービス（本商品等の配送サービスや提携先モール購入者または購入代行者との決済サービスを含むが、これらに限らない）がある場合、自己の負担（ただし、提携先モール販売条件にて別途定めがある場合はその定めに従う）において当該指定するサービスを利用する。なお提携先または当社が認める場合、出店者は当該指定するサービス以外のサービスを利用することができるが、それに伴い生じる増加費用は自己の負担とする。

第 8 条（運用基準の適用）
当社は本特約に定めるほか、本商品等の販売に関し、提携先モールごとに運用ガイドラインなどの運用基準を定めることができ、出店者は当該運用基準を順守しなければならない。

第 4 編　「Yahoo!オークションストアシステム利用約款」にかかる特約

第 1 章　Yahoo!オークション出店者・割引セットプラン利用特約

当社はオークション利用約款の特約として、オークション出店契約におけるシステム利用料の割引に関して、本章において Yahoo!オークション出店者・割引セットプラン利用特約（以下本章において「本特約」という）を定める。本特約はオークション出店契約を締結している出店者で「本プログラム」（第 1 項に定義する）の適用対象になると当社が判断した出店者に対し適用される。当該出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

1. 当社は以下の対象者に対して、以下の特典を付与する Yahoo!オークション出店者・割引セットプラン（以下本章において「本プログラム」という）を提供する。
   (1)　対象者 :オークション出店契約およびショッピング出店契約を締結のうえ、双方の契約においてアカウントおよびパスワードが発行されている出店者のうち当社が別途指定するプランが適用される者
   (2)　特　典 :オークション出店契約所定のシステム利用料を半額とする
2. 第 1 項に定める特典は、本プログラムの対象者の条件を満たした日（以下「基準日」という）を基準として、基準日が当月 20 日以前の場合は翌月 1 日から、基準日が当月 21 日以降の場合は翌々月 1 日から適用される。
3. 対象者である出店者のショッピング出店契約が終了した場合、当該出店者は当社に対して、ショッピング出店契約が終了した月の翌月より、オークション出店契約所定のシステム利用料を支払うものとする。
4. 当社は対象者である出店者に対する終了の通知をもって任意に本プログラムの提供を終了する権利を有するものとする。この場合、当該出店者は当社に対して当該通知の翌月より、オークション出店契約所定のシステム利用料を支払うものとする。
5. 本特約に定めのない事項については、オークション利用約款が適用されるものとする。

第 2 章　宿泊予約オークションに関するプログラム

当社はオークション利用約款の特約として、オークション出店契約を締結した出店者が当社の提供する、宿泊予約オークション（以下本章において「本サービス」という）を利用する場合に関して、本章において宿泊予約オークションに関するプログラム（以下本章において「本特約」という）を定める。当該出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

第 1 条（基本条件）
本サービスを利用できる出店者は「旅館業法」により都道府県知事の許可を受けている旅館業者またはホテル業者であり、かつ、旅館業法、その他の関連法規を十分理解のうえ、順守しているものとする。

第 2 条（商品等）
本サービスにおける出品対象たる商品等は、お客様が宿泊可能な客室および客室に付随し提供されるサー

ビスプランのみに限定するものとし、出店者は当該商品等を別途当社より通知する専用カテゴリにおいてのみ出品するものとする。なお当該専用カテゴリは、オークション出店契約に定める特定のカテゴリにあたるものとする。

第 3 条（システム利用料・ロイヤルティ）
本サービスの利用の対価は以下の各号に定めるとおりとし、オークション出店契約におけるシステム利用料およびロイヤルティの定めは適用されないものとする。

(1) システム利用料は無料とする。
(2) ロイヤルティは当社所定の料金表記載の料率によるものとする。

第 4 条（順守事項）
出店者は出品に際して以下の各号に定める事項を順守しなければならない。

(1) 宿泊施設に関する情報、販売条件、キャンセルルール、キャンセル料金などについて、お客様が混乱したり、誤解したりすることがないよう、十分かつ適切な説明をできる限り詳細に行うこと
(2) 落札者が一方的に不利になるような特約を負わせないこと
(3) オプション料金などについては割り増しをせず、通常販売の料金体系を適用すること
(4) 落札者からの問い合わせ窓口を用意し、落札者からの異議・苦情・請求を受けた場合は誠意を持って対応すること

第 5 条（出品物確保）
出店者は商品等について以下の各号に定める事項を順守しなければならない。

(1) 出品された客室についてダブルブッキング等を回避すること
(2) 一度出品した客室等が事情により提供できなくなった場合には遅延なく出品を取り消すこと。なお、すでに入札があるものについては代替手段を講じるなど、お客様に不都合が生じることを回避すべく対応すること

第 6 条（契約解除）
当社は、出店者が本サービスに 3 か月以上出品しない状態が続いた場合、オークション出店契約を解除することができる。

第 7 条（オークション利用約款の適用）
本特約に定めのない事項については、オークション利用約款が適用されるものとする。

第 3 章　短期賃貸物件オークションに関するプログラム

当社はオークション利用約款の特約として、オークション出店契約を締結した出店者が当社の提供する、マンスリーマンション等の短期賃貸物件（以下本章において「短期賃貸物件」という）に関するオークション（以下本章において「本サービス」という）を利用する場合に関して、本章において短期賃貸物件オークションに関するプログラム（以下本章において「本特約」という）を定める。当該出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

第 1 条（基本条件）
本サービスを利用できる出店者は以下の(1)または(2)に該当する業者であり、かつ、旅館業法、宅地建物取引業法、その他の関連法規を十分理解のうえ、順守しているものとする。

(1) 旅館業法により都道府県知事の許可を受けている旅館業者またはホテル業者

(2)　宅地建物取引業法で定める宅地建物取引業者

第 2 条（商品等）
本サービスにおける出品対象たる商品等は、お客様が利用可能な短期賃貸物件および付随して提供されるサービスのみに限定するものとし、出店者は当該商品等を別途当社より通知する専用カテゴリにおいてのみ出品するものとする。なお当該専用カテゴリはオークション出店契約に定める特定のカテゴリにあたるものとする。

第 3 条（システム利用料・ロイヤルティ）
本サービスの利用の対価は以下の各号に定めるとおりとし、オークション出店契約におけるシステム利用料およびロイヤルティの定めは適用されないものとする。なお出店者は、落札確定後出店者による審査に通らなかった等の理由で出店者と落札者間で契約が成立しなかった場合でも、ロイヤルティは課金されることを確認する。

(1)　システム利用料は無料とする。
(2)　ロイヤルティは当社所定の料金表記載の料率によるものとする。

第 4 条（順守事項）
出店者は出品に際して以下の各号に定める事項を順守しなければならない。

(1)　短期賃貸物件に関する情報、利用条件、キャンセルルール、キャンセル料金などについて、お客様が混乱したり、誤解したりすることがないよう、十分かつ適切な説明をできる限り詳細に行うこと
(2)　落札者が一方的に不利になるような特約を負わせないこと
(3)　落札者からの問い合わせ窓口を用意し、落札者からの異議・苦情・請求を受けた場合は誠意を持って対応すること

第 5 条（出品物確保）
出店者は商品等について以下の各号に定める事項を順守しなければならない。

(1)　出品された短期賃貸物件について重複して契約することを回避すること
(2)　一度出品した短期賃貸物件が事情により提供できなくなった場合には遅延なく出品を取り消すこと。なお、すでに入札があるものについては代替手段を講じるなど、お客様に不都合が生じることを回避すべく対応すること

第 6 条（契約解除）
当社は、出店者が本サービスに 3 か月以上出品しない状態が続いた場合、オークション出店契約を解除することができる。

第 7 条（オークション利用約款の適用）
本特約に定めのない事項については、オークション利用約款が適用されるものとする。

第 4 章　出品者保証付きカテゴリに関する特約

当社はオークション利用約款の特約として、オークション出店契約を締結した出店者が美術品、工芸品を取り扱う場合に関して、本章において出品者保証付きカテゴリに関する特約（以下本章において「本特約」という）を定める。当該出店者は、本特約はもちろん、本特約に付随するすべての特約およびそれに準ずるものを順守しなければならない。

1. 出店者は美術品、工芸品を販売するにあたり、広告表記、販売方法を含め関連法令を順守し、古物営業法および関連法令に定められた必要な販売資格等を保持するものとする。
2. 出店者は出店、出品の前後を問わず、美術品、工芸品について当社から第 1 項に照らして問題がある旨の連絡を受けた場合、直ちに是正するものとする。
3. 出店者は美術品、工芸品を出品するにあたり、公式鑑定人または公式鑑定機関の鑑定証のない物は出品しないものとする。
4. 公式鑑定書を付して出品した商品であっても、落札者が落札時点で公式鑑定人または公式鑑定機関による鑑定を行い、当該商品が贋作（がんさく）であると判断された場合で、落札日から 6 か月以内に贋作（がんさく）であることを証明する書面および落札日、落札に使用した Yahoo! JAPAN ID、落札価格等を明記した書面を当社に提出した場合、出店者は落札者に対して、速やかに落札価格の返金を行うものとする。この場合、落札者が行った鑑定に要した費用は、出店者が負担するものとする。
5. 本特約に定めのない事項については、オークション利用約款が適用されるものとする。

2010 年 6 月 29 日全面改定
2010 年 11 月 15 日改定
2012 年 10 月 1 日改定
2012 年 11 月 1 日改定
2012 年 12 月 10 日改定